

野田市虐待防止条例（案）の概要

1 条例制定の主旨

本市では、平成31年1月に発生したあつてはならない痛ましい児童虐待死亡事件を踏まえ、悲惨な事件の犠牲者を二度と出すことがないよう、「直ちに実施できるものは、直ちに実施する」との方針に基づき、様々な取組を実施するとともに、児童と家族にしっかりと接触し、向き合い、児童を守り通す組織とすることで、事件の再発防止に全力で取り組んでまいりました。

しかし、本市における児童虐待はいまだ後を絶たず、全国的にも増加の一途をたどっています。さらに、高齢者や障がい者に対する痛ましい虐待も後を絶たず、大きな社会問題となっています。

今もなお、虐待や暴力に苦しみ、その痛みにじっと耐え、助けを求めている方がいる一方、子育て、介護や支援に悩みや疲れ、助けを求めている保護者や養護者もいます。

助けを求めている方々に、手を差し伸べることができるのは私たち一人ひとりです。

私たちは、虐待を未然に防止するために、虐待が起きるその背景にも目を向け、できる限りの対策を推進することにより、家庭や施設における虐待の芽を早期に摘み取るとともに、被養護者等の権利の侵害及び被害に対しては、その解決に全力を尽くします。

私たちは、「あなたの人格と人権を尊重する」・「あなたを守る」・「あなたの権利を守る」という強い覚悟を持って、虐待に陥る前段でのアウトリーチを含めた相談支援について、最大限の強化を図り、被養護者等のもとより、配偶者、妊産婦、保護者、養護者などに寄り添い、市民、市、関係機関及び地域社会が、「あらゆる虐待を起こさせない」・「虐待の加害者をつくらない」ため、その責務や役割を果たしながら連携し、市民の生命や安全で安心な生活を守るとともに、事件後に高まった虐待防止に対する意識を風化させないために、この条例を制定することといたしました。

なお、野田市虐待防止条例を制定するに当たり、虐待は児童に限らず、高齢者や障がい者でも起こりえることから、児童、高齢者、障がい者、3つの虐待全てに対応する条例とするため、他団体の先行事例も参考にいたしました。全てを一つにまとめた条例を制定しようとする、具体例が少なくなる、一つの虐待では対応できても、他の虐待の対応には活かされない等、野田市の求める条例の内容とかけ離れてしまうことが判明しました。

このため、構成において、第1章の総則、第1条の目的から定義、基本理念、市の責務、養護者等の責務、施設等の責務、関係機関の責務、市民の責務、第9条の地域における支援まで、共通して制定できる条文については、総則として一つにまとめ、具体的な内容については、各虐待を章ごとに、第2章児童虐待、第3章高齢者虐待、第4章障がい者虐待に分けて規定することで、より具体的な実務の流れを規定することといたしました。そうすることで、単なる理念で終わることのない実効性のある条例にしたいと考えております。

2 主な内容

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童、高齢者及び障がい者（以下「被養護者等」という。）に対する虐待の防止を図り、もって被養護者等の権利利益の擁護に資することにより、虐待のない社会を確立し、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」を実現することを目的とする。

本条例の目的として、児童、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止を図ることで、健康スポーツ文化都市宣言において本市が目指す「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」を実現することを規定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 高齢者 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する高齢者をいう。
- (3) 障がい者 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する障害者をいう。
- (4) 虐待 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待（以下「児童虐待」という。）、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待（以下「高齢者虐待」という。）及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待（以下「障がい者虐待」という。）をいう。
- (5) 関係機関 関係行政機関、保健、福祉及び介護サービス実施機関、教育機関、医療関係機関その他虐待、暴力等の防止に関係する機関をいう。
- (6) 養護者等 児童虐待防止法第2条に規定する保護者（以下「保護者」という。）、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者（第3章において「養護者」という。）及び障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者（第4章において「養護者」という。）をいう。
- (7) 施設等関係者 被養護者等が入所し、利用し、若しくはサービスの提供を受ける施設又は事業所の関係者をいう。
- (8) 関係団体 市内において被養護者等及び養護者等の支援を目的に活動を行う団体をいう。
- (9) 通告 児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告をいう。
- (10) 児童相談所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所をいう。
- (11) 児童委員 児童福祉法第16条第1項に規定する児童委員をいう。
- (12) 要保護児童 児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。

- (13) 要保護児童対策地域協議会 本市が児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置する要保護児童対策地域協議会をいう。
- (14) 子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法第10条の2の規定により整備する拠点をいう。
- (15) 子育て世代包括支援センター 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項の規定により設置する母子健康包括支援センターをいう。
- (16) アウトリーチ 対象者からの働きかけを待つのではなく、積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービス又は情報を届けるように行動することをいう。
- (17) 養介護施設従事者等による高齢者虐待 高齢者虐待防止第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- (18) 養介護施設 高齢者虐待防止法第2条第5項第1号に規定する養介護施設をいう。
- (19) 養介護事業 高齢者虐待防止法第2条第5項第2号に規定する養介護事業をいう。
- (20) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 障害者虐待防止法第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待をいう。
- (21) 使用者による障がい者虐待 障害者虐待防止法第2条第8項に規定する使用者による障害者虐待をいう。
- (22) 地域包括支援センター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項又は第3項の規定により設置する地域包括支援センターをいう。
- (23) 民生委員 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をいう。
- (24) レスパイトケア 育児又は介護を行う養護者等の精神的及び身体的負担を軽減する支援をいう。
- (25) 障がい者基幹相談支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2第2項又は第3項に規定する基幹相談支援センターをいう。
- (26) 中核地域生活支援センター 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画である千葉県地域福祉支援計画に千葉県独自事業として位置付けられている施設をいう。
- (27) 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 本市が障害者総合支援法第89条の3第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき設置する協議会をいう。

本条例において使用する用語について、定義するものです。

児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律における定義のほか、用語として説明が必要なものについて、規定します。

(基本理念)

第3条 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為であることから、何人も虐待をしてはならない。

本条例の基本理念として、虐待は、人権を著しく侵害し、心身の健康及び生命に深刻な影響を及ぼすことから、虐待をしてはならないことを規定します。

2 虐待の予防その他の虐待の防止、虐待の早期発見並びに虐待を受けた被養護者等及びその養護者等に対する支援（以下「虐待の防止等」という。）に関する施策及び活動の推進は、生命及び尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の人権及び利益が最大限に考慮されるとともに、養護者等の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

虐待の防止等に関する施策及び活動の推進における基本的な考え方として、生命と尊厳を守ることが最優先に、虐待の被害者となり得る被養護者等の人権と利益が最大限考慮されることが重要であること、併せて、虐待が起きる背景には養護者等が様々な課題を抱えており支援が必要な養護者等も多いなど、養護者等の人権が尊重されることも重要であることから、その旨を規定します。

3 養護者等に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、虐待の加害者をつくらないためにも、養護者等による虐待のおそれなくなるまで切れ目なく行われなければならない。

養護者等に対する支援として、新たな虐待の加害者をつくらないためにも、養護者等が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行われなければならないことを規定します。

4 市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び市民は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に、かつ、連携して、虐待のない社会を確立し、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現に向けて取り組まなければならない。

市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び市民は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に、かつ、連携して、虐待のない社会を確立し、健康スポーツ文化都市宣言において本市が目指す「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現に向けて取り組まなければならないことを規定します。

5 全ての市民は、被養護者等の特性を理解し、相互に人格及び個性を尊重し、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に向けて取り組まなければならない。

全ての市民は、児童、高齢者及び障がい者の特性を理解し、相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向けて取り組まなければならないことを規定します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、全ての被養護者等の生命及び人権を守るため、関係機関と密接に連携して、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならない。

市の責務として、市は、全ての被養護者等の生命及び人権を守ることを第一に、関係機関と密接に連携して、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならないことを規定します。

2 市は、基本理念にのっとり、虐待を受けた被養護者等（虐待を受けたと思われる被養護者等を含む。）を発見し、又は虐待（そのおそれを含む。）に係る通告、通報又は届出を受けたときは、当該被養護者等の安全の確保及び生命を守ることを最優先に関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

市は、被養護者等の安全の確保と生命を守ることを最優先に関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じなければならないことを規定します。

3 市は、基本理念にのっとり、関係機関との相互連携、役割、対応方法等を明確にするため、市独自の虐待対応マニュアルを作成し、随時見直しを行わなければならない。

市は、市独自の虐待対応マニュアルを作成し、運用の中で必要があれば随時見直しを行うことを規定します。なお、マニュアルについては、マニュアルに記載されたルールや具体的な判断基準などの内容が養護者等に知られることにより、被養護者等に対する支援に支障をきたすおそれがあるため、非公開とし、このことは、第47条において明確に規定します。

4 市は、関係団体に対し、虐待を受けた被養護者等及びその養護者等に対する支援に係る知識の提供その他の必要な支援を行うとともに、市民及び関係団体と連携し、養護者等が安心して子育て又は介護ができる社会を実現しなければならない。

市は、関係団体に対して、虐待が発生した家庭に対する支援に係る知識を提供し、その他、虐待防止に係る必要な支援を行うこと。また、地域社会を構成する市民及び当該関係団体と連携して、養護者等が安心して子育て又は介護ができる社会を実現しなければならないことを規定します。

（関係機関の責務）

第5条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めなければならない。

関係機関は、市の虐待防止の取組への協力に努めなければならないことを規定します。

2 関係機関は、虐待の防止等の職務に携わる職員に対する段階に応じた研修の実施その他の当該職員の資質の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

関係機関は、虐待防止に携わる職員の資質向上のために必要な研修などに取り組みなければならないことを規定します。

（養護者等の責務）

第6条 養護者等は、しつけ、教育、指導、支援、配慮等のいかなる理由にかかわらず、被養護者等に対し、虐待をしてはならない。

養護者等は、いかなる理由があっても虐待をしてはならないことを例を示して規定します。

2 養護者等は、基本理念にのっとり、自らが被養護者等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関による支援を受けるなどして、その

養護する被養護者等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

養護者等が、被養護者等の安全確保に重要な責任があることを認識していないことがあること、また、市及び関係機関による支援に拒否的な養護者等がいることから、これらのことを明確に示した上で、被養護者等が安全に安心して暮らせるようにしなければならないことを規定します。

3 保護者は、子育てに関する市又は関係機関による指導又は助言その他の支援を受けた場合には、必要な措置を講じなければならない。

養護者等のうち、児童の保護者について、市又は児童相談所等の関係機関による指導又は助言などの支援を受けた場合には、指導、助言等を踏まえて、児童の安全確保等必要な対策を講じなければならないことを規定します。

(施設等関係者の責務)

第7条 施設等関係者は、しつけ、教育、指導、支援、配慮等のいかなる理由にかかわらず、被養護者等に対し、虐待をしてはならない。

本条は、家庭内だけではなく、施設等における虐待が社会問題となっていることを踏まえ、施設等関係者に対する責務を規定します。施設等関係者においても、しつけ、教育、指導、支援、配慮等を理由に虐待を行う例が考えられることから、いかなる理由があっても、虐待をしてはならないことを例を示して規定します。

2 施設等関係者は、基本理念にのっとり、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

施設等関係者は、虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待の早期発見に努めなければならないことを規定します。

3 施設等関係者は、基本理念にのっとり、その職員が関与する虐待であっても、隠蔽することなく、速やかに通告又は通報をしなければならない。

施設内での虐待について、施設又は法人ぐるみで虐待の事実を隠蔽する動きがあった事例が報道されていることから、施設等関係者は、施設内で虐待が発生した場合、隠蔽することなく、速やかに通告又は通報をしなければならないことを規定します。

4 施設等関係者は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めなければならない。

施設等関係者は、市の虐待防止の取組への協力に努めなければならないことを規定します。

5 施設等関係者は、虐待の防止等の職務に携わる職員に対する段階に応じた研修の実施その他の当該職員の資質の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

施設等関係者は、虐待防止に携わる職員の資質向上のために必要な研修などに取り組まなければならないことを規定します。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

関係団体は、市の虐待防止の取組への協力に努めなければならないことを規定します。

なお、第4条第4項では、市は、関係団体に対して、虐待が発生した家庭に対する支援に係る知識を提供し、その他、虐待防止に係る必要な支援を行うことを市の責務として規定しています。

(市民の責務)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、基本理念についての理解を深め、市民、被養護者等及びその養護者等との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を担うよう努めるとともに、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

市民の責務として、基本理念への理解を深めていただきたいこと、被養護者等及び養護者等との交流が虐待防止に重要な役割を果たすことを認識していただきたいこと、虐待のない地域づくりに積極的な役割を担っていただきたいこと及び市の虐待防止の取組への協力に努めていただきたいことを規定します。

2 市民は、虐待の防止等に関する活動を地域社会全体で取り組まなければならない課題としてとらえ、地域において相互に協力し、被養護者等がいる家庭が孤立することがないように当該家庭に積極的に関わるなど、虐待の防止等に努めるとともに、声かけ、又は見守りを行うなど、地域において被養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めるものとする。

市民には、虐待の防止を地域社会全体で取り組まなければならない課題としてとらえていただくことを第一に、地域が相互に協力し、虐待が発生した家庭に積極的に関わることで当該家庭の孤立化を防ぐことで、虐待防止に努めていただきたいこと、また、被養護者等が安心して生活できるための環境づくりとして、被養護者等に対する声かけ、見守りなどに努めていただきたいことを規定します。

第2章 児童虐待

(通告等)

第10条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市又は児童相談所に、自ら又は児童委員を介して通告しなければならない。

児童虐待を発見した者は、市（子ども家庭総合支援課）又は柏児童相談所に直接、又は児童委員を介して通告しなければならないことを規定します。

2 市は、365日24時間、通告に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

市は、365日24時間の通告に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならないことを規定します。

3 市は、通告又は児童からの虐待を受けた旨の相談（以下この章において「相談」という。）を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通告又は相談をしやすい環境づくりを行わなければならない。

通告又は相談が虐待発見の命綱であることから、市は関係機関と連携して、通告又は相談を受けるための体制の整備に努めるとともに、通告や相談をしやすい環境づくりを行うことを規定します。

4 通告又は相談を受けた者は、当該通告又は相談を行った者に対する不利益が生じないように、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

通告又は相談が虐待発見の命綱であることから、虐待を発見した方や虐待を受けていることを相談される方が躊躇することがないように、通告者を受けた者（市及び児童相談所）に適切な情報管理などの措置を講じなければならないことを規定します。

5 関係機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本市の区域を管轄する児童相談所に通告しなければならない。ただし、当該場合に該当するか否かの判断に迷ったときは、市又は本市の区域を管轄する児童相談所に通告しなければならない。

- (1) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、火傷等をいう。以下同じ。）があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等をいう。以下同じ。）があると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 児童自身が保護又は救済を求めている場合

特に虐待（虐待のおそれを含む。）を発見しやすい学校、保育所、認定こども園、幼稚園、学童保育所、児童厚生施設及び障がい児通所施設等の関係機関が通告の段階で、児童相談所に通告しなければならない具体的な状態を規定します。

また、判断に迷った場合にも、市又は児童相談所に通告しなければならないことを規定します。

(緊急受理会議)

第11条 市は、児童虐待（そのおそれを含む。）の通告又は相談を受けたときは、直ちに緊急受理会議を開催し、組織としての方針及び具体的な対応を決定しなければならない

らない。

市が虐待の通告又は相談を受けたときは、速やかに緊急受理会議を開催し、組織としての方針や具体的な対応を決定することを規定します。

- 2 緊急受理会議の構成員は、児童虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長、課長補佐、係長及び担当ケースワーカーとする。

緊急受理会議の構成員を明確に規定します。

- 3 緊急受理会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。。

緊急受理会議は、担当課の課長が招集し主宰することを規定します。なお、現在の担当課の課長は子ども家庭総合支援課長となります。

- 4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う児童虐待が疑われる場合又は児童の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めるとともに、警察署に対し、警察職員の会議への参加及び今後の支援について依頼しなければならない。

著しい傷害を伴う虐待が疑われる場合や児童の安全確保に緊急を要する場合には迅速かつ高度な判断が求められることから、担当課長は、担当部長に会議への参加や助言を求めることを規定します。また、重大な被害が想定される場合や緊急を要する場合には速やかな児童の安全確保が必要となることから、担当課長は、警察署に対して、警察職員の会議への参加や今後の支援について依頼しなければならないことを規定します。

（安全の確認）

第12条 市は、前条第1項の規定による緊急受理会議を終えたときは、直ちに、児童の所属する学校等へ出向き、安全の確認（児童虐待防止法第8条第1項に規定する当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認をいう。以下この条及び次条において同じ。）を実施しなければならない。この場合において、児童との面会を実施するときは、当該児童が安心して会話をすることができるよう、日頃から信頼している教員等を同席させるなど、環境に配慮しなければならない。

市は、緊急受理会議後、直ちに児童の所属する学校等へ出向き、当該児童の安全の確認を実施すること、また、児童と面談の際には、当該児童が安心して会話ができるよう日頃から信頼している教員等（担任教諭、養護教諭、保育士、指導員、支援員、施設職員等）を同席させるなどの配慮をしなければならないことを規定します。

- 2 安全の確認は、原則として通告又は相談を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて家庭訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通告又は相談を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。

市は、通告又は相談を受けた後、国が定める48時間を待つことなく、当日中に児童の安否の確認をしなければならないこと。やむを得ない事由より同日中に安否確認ができなかった場合、48時間までに午前、午後等、時間帯等を変えて家庭訪問をするなど児童の安全確認できるまで訪問を継続しなければならないことを規定します。

- 3 保護者その他の当該児童の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。

虐待が疑われるケースでは、児童の安全確認の際に、保護者、保護者の交際相手、親

族などが非協力的である場合があるため、安全の確認に協力しなければならないことを規定します。

4 市は、前項の規定による協力により、長期間の旅行、帰省等の理由により当該児童の安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、安全の確認を依頼しなければならない。

長期間にわたり児童の安全確認できない状況が最大のリスクであることから、市は、学校等において、長期の旅行や帰省等の理由で児童の安全確認ができないときは、帰省先等の市区町村に対し、当該児童の安全確認を依頼しなければならないことを規定します。

(送致及び援助の求め)

第13条 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童について、児童相談所に送致し、又は援助を求めなければならない。

- (1) 複数回の家庭訪問をしたにもかかわらず、当該通告又は相談を受けた時から48時間を経過するまでに、市及び関係機関において目視により当該児童を確認することができない場合
- (2) 目視による当該児童の確認において、当該児童が泣いている、隠し事をしているような表情をしている等、児童虐待を秘匿するような徴候を観察した場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合

市が児童の安全確認の段階で48時間を経過するまでに児童の安全が確認できない場合及び児童を確認できたが、児童虐待を秘匿するような徴候が見られる場合には、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼす虐待が行われているおそれがあること、また、性的虐待が疑われる場合には、専門的な対応が必要になることから、このような場合には、児童相談所に送致しなければならないことを規定します。

2 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合は、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。

- (1) 家庭訪問をした際に、家の中から児童虐待を連想させるような怒鳴り声又は児童の泣き声が聞こえるにもかかわらず、当該児童又はその保護者に会えない場合
- (2) 目視により当該児童に児童虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合
- (3) 目視により当該児童に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

市が児童の安全確認の段階で、家の中から虐待を想起させるような怒鳴り声又は児童の泣き声が聞こえるが、当該児童及びその保護者に会えない場合には、虐待の秘匿や虐待の継続が疑われる。目視により当該児童に児童虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合には、傷害事件が疑われる。また、目視により当該児童に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合には、衰弱により児童の命に危険な状態にある。このような場合には、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼす虐待が行われている可能性があり、緊急に児童の安全を確保する

必要があるため、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならないことを規定します。

(情報の共有)

第14条 市は、児童虐待を受け、又は受けるおそれのある児童（以下この条において「支援対象児童」という。）の保護及び自立の支援のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、支援対象児童、その保護者、同居人その他の支援対象児童の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象児童の保護及び自立の支援のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象児童、その保護者、同居人その他の支援対象児童の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

虐待対応に当たっては、市のみならず警察、児童相談所、学校等の関係機関との連携が重要であり、情報共有が必須であることから、市は、虐待に係る児童、その保護者、同居人その他関係者（保護者の交際相手、親族のほか、頻繁に家庭に出入りしている者など）の氏名、住所、心身の状況その他児童の保護及び自立の支援のために必要な情報（通告を受けた後の家庭訪問等により把握及び確認した事項、受診歴等の医療情報など）を遅滞なく収集し、必要な範囲内に限って共有しなければならないこと規定します。

2 市は、支援対象児童が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象児童に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村に必要な情報を提供しなければならない。

市の虐待管理ケースについて、転出先の市町村においても継続して支援が行えるよう、市は、要保護児童及び保護者が転出した場合に転出先の市区町村に情報を引き継がなければならないことを規定します。

3 市は、支援対象児童が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象児童に対する支援が途切れることのないよう転出元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。

新たな虐待管理ケースについて、転入直後である場合には、本市に情報がなく、正確なアセスメントや適切な支援方針が立てられないことから、市は、要保護児童及び保護者が転入した場合には、転入元の市区町村に情報提供を求めることを規定します。

4 担当課の課長は、児童虐待事案の担当ケースワーカーに変更があった場合には、担当課の係長を含めて当該児童虐待事案の情報の引き継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

児童虐待事案に引き継ぎを確実にを行うため、児童虐待事案の担当者が変わった場合には、担当課の課長は、引き継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならないこと規定します。

(実務者会議)

第15条 市は、要保護児童に係る関係機関相互の連携強化を図るとともに、主担当及

び関係機関の役割分担の明確化のほか、市が通告を受けた全ての児童虐待事案について、関係機関と情報を共有し、連携して活動するための調整をし、及び次条第1項に規定する個別支援会議の開催の必要性を議論するため、毎月、実務者会議を開催しなければならない。

市は、関係機関の連携強化、主担当及び役割分担の明確化、全ての児童虐待事案の情報共有及び個別支援会議の必要性を議論するため、毎月、実務者会議を開催しなければならないことを規定します。

2 実務者会議の構成員は、要保護児童対策地域協議会の実務者とする。

実務者会議の構成員が要保護児童対策地域協議会の実務者であることを規定します。

なお、実務者会議の構成員について、野田市要保護児童対策地域協議会要綱（平成13年告示第73号）第8条第6項において、関係機関等の実務者により構成すると定めていおり、当該関係機関等は、同要綱の別表に定めています。

3 実務者会議は、担当部長が招集し、主宰する。

実務者会議は、担当部長が要保護児童対策地域協議会の関係者を招集し、主宰することを規定します。なお、現在の担当部長は健康子ども部長となります。

4 前3項に定めるもののほか、実務者会議に関し必要な事項は、別に定める。

実務者会議については、野田市要保護児童対策地域協議会要綱第8条で定めています。

（個別支援会議）

第16条 市は、個別事案に関する情報の共有並びに支援方針及び関係機関の役割分担の明確化を図るため、個別事案について次の各号のいずれかに該当する場合には、個別支援会議を開催しなければならない。この場合において、児童が入院中である場合など、早急に情報の共有並びに支援方針及び関係機関の役割分担の明確化を図る必要があるときは、直ちに個別支援会議を開催しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する実務者会議が必要と判断した場合
- (2) 児童相談所が必要と判断した場合
- (3) 関係機関が必要と判断した場合
- (4) 一時保護（児童福祉法第33条第1項に規定にする一時保護をいう。以下この号において同じ。）が行われた場合にあっては、当該一時保護が解除される前に該当する場合
- (5) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置により施設に入所した児童が家庭に復帰する前に該当する場合
- (6) 児童相談所から市への送致を検討している場合
- (7) 児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号による市への指導委託の前に該当する場合
- (8) 本市を管轄する児童相談所主担当事案で当該児童相談所の管轄内の本市以外の市から本市に転入した場合
- (9) 要保護児童対策地域協議会事案終了に当たり、検討が必要と判断した場合
- (10) 転出入事案（第8号に規定する場合を除く。）に該当する場合

市は、個別ケースの情報共有、支援方針及び役割分担の明確化を図るために、個別支

援会議を開催しなければならないこと。また、会議開催しなければならない場合を具体的に規定します。また、各号に該当する場合でなくても、児童が入院中など早急に情報共有や支援方針及び役割分担を決める必要がある場合には、実務者会議での開催決定を待たずに個別支援会議を開催しなければならないことを規定します。

2 個別支援会議は、担当課の課長が当該事案の支援に必要な関係者を招集し、主宰する。

個別支援会議は、担当課の課長が必要な関係者を招集し、主宰することを規定します。

なお、現在の担当課の課長は、子ども家庭総合支援課長となります。

3 前2項に定めるもののほか、実務者会議に関し必要な事項は、別に定める。

個別支援会議については、野田市要保護児童対策地域協議会要綱第9条で定めています。

(虐待を受けた児童に対する支援)

第17条 市は、児童虐待を受けた児童に対し、地域において健やかな成長が図られ、及び自立した生活を円滑に営むことができるよう、関係機関と連携し、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならない。

児童虐待を受けた児童が健やかに成長し、自立した生活を円滑に営むことができるよう、市は、虐待を受けた児童に対し、関係機関と連携し、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならないことを規定します。

2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、児童の年齢、心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、児童の意思を尊重しなければならないとともに、児童虐待及び児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（児童虐待防止法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下この項において同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、当該児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力への対応と一体的に行わなければならない。

市は、虐待を受けた児童の支援に当たっては、児童の年齢、心身及び生活の状況などの事情や、児童の意思を尊重しなければならないこと、また、虐待と配偶者に対する暴力が関連して行われていることが多い現状を踏まえ、虐待対応とDV対応の相互連携を図り、一体的に行わなければならないことを規定します。

(保護者に対する支援)

第18条 市は、保護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、保護者が安心して子育てができる環境の整備に努めなければならない。

虐待の防止には、新たな加害者をつくらないことが重要であることから、市は、保護者の負担軽減を図るための支援として、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施などの適切な支援や安心して子育てができる環境の整備に努めなければならないことを規定します。

2 市は、関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童の保護者に対し、必要な指導及び支援その他の必要な措置を講ずることにより、児童虐待の再発防止に努めなければならない。

虐待の再発防止には、虐待を行った保護者への支援が重要であることから、市は、関係機関と連携し、虐待を行った保護者に対し、指導、支援等の措置を講ずることにより虐待の再発防止に努めなければならないことを規定します。

(妊娠期からの支援)

第19条 市は、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを活用し、妊娠期から切れ目のない支援を行わなければならない。

虐待の防止には、妊娠期など早い時期からの関わりが有効であることから、市は、妊娠期からの切れ目のない支援として、子ども家庭総合支援拠点事業及び子育て世代包括支援センターを活用した支援を行わなければならないことを規定します。

2 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦が安心して生活ができるよう、その身体的及び精神的な負担の軽減その他の配慮をしなければならない。

妊産婦に対する支援については、安全で安心な出産のためには、妊産婦の配偶者及び同居者の協力が重要となることから、配偶者等は、妊婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、安心して生活ができるための配慮をしなければならないことを規定します。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用)

第20条 市は、次に掲げる事業のいずれかにおいて家庭等の状況を把握できない場合は、児童虐待を未然に防止するため、当該家庭の情報を庁内関係部署においてその業務の遂行に必要な範囲内に限り共有するよう努めなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- (2) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業
- (3) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (4) 母子保健法第11条に規定する新生児の訪問
- (5) 母子保健法第12条及び13条に規定する健康診査

児童虐待の未然防止を図るため、市は、乳児家庭全戸訪問事業、要支援児童及び特定妊婦の家庭、地域子育て支援拠点事業、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、健康診査により状況を把握できなかった家庭について、単に児童の確認ができなかったに止めるのではなく、虐待の隠蔽するために、訪問や事業への参加を拒否している可能性があること、また、必要な検査を児童に受けさせない場合には、日常的なネグレクトが疑われることを踏まえ、当該家庭の情報を庁内関係部署で共有するよう努めなければならないことを規定します。

(児童虐待防止推進月間)

第21条 市は、児童虐待から児童を守ることの重要性について市民等の関心を喚起し、理解を促すとともに、児童虐待のない社会の確立を図るため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、関係機関と連携して、必要な広報及び啓発を実施しなければならない。

本条例及び児童虐待死亡事件後に高まった虐待防止に対する意識を風化させないため、児童虐待防止法が施行された11月に合わせて、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、関係機関と連携して、必要な広報及び啓発を実施することを規定します。

なお、国においては、令和4年度まで厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」（11月）としていた名称が、令和5年度よりこども家庭庁において「オレンジボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に呼称が変わりますが、取組は継承されるため、本市においては、「児童虐待防止推進月間」といたします。

2 市は、前項の児童虐待防止推進月間において、加害者をつくらないことを目的にした市民向けの研修、講演その他の児童虐待の予防的措置を実施しなければならない。

虐待の防止には、予防的措置の実施が重要となることから、市は、児童虐待防止推進月間において、加害者をつくらないことを目的に、市民向け研修、講演などの虐待の予防的措置を実施することを規定します。

第3章 高齢者虐待

第1節 養護者による高齢者虐待

(通報等)

第22条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市又は地域包括支援センター（以下「高齢者なんでも相談室」という。）に通報しなければならない。

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を開始する必要があります。そのため、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市又は地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）に通報しなければならないことを規定します。

また、通報等を受理する窓口は、市と地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）であることを規定します。

2 市は、365日24時間、養護者による高齢者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この節において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を迅速に行うため、市は、365日24時間、通報等に対応することができるよう、職員の緊急連絡体制を整備しなければならないことを規定します。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

虐待の早期発見のためには、虐待が行われていると思った際に誰もが通報をしやすいとともに、虐待を受けた又は虐待を受けたと思われる高齢者が届出・相談をしやすい必要があるため、市は、関係機関と連携し、体制の整備、充実に努め、通報等をしやすい環境を整えなければならないことを規定します。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないように、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

虐待を発見した者が躊躇することなく通報等をするようにするため、通報等を受けた者は、通報者等に不利益が生じることのないよう、情報管理に特に配慮する等の必要な措置を講じなければならないことを規定します。

5 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに警察署及び市に通報しなければならない。

- (1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 高齢者自身が保護又は救済を求めている場合

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときに、明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合、生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合、性的虐待が疑われる場合、高齢者自身が保護又は救済を求めている場合には、高齢者に生命に危険が生じているおそれがあるため、迷うことなく、直ちに警察

署及び市に通報しなければならないことを規定します。

(コアメンバー会議)

第23条 市は、通報等を受けたときは、直ちに養護者による高齢者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

市は、虐待の通報等を受けたときは、虐待の通報等としてとらえるかどうか、緊急対応が必要な場合かどうかを、通報等を受けた担当者が単独で判断するのではなく組織として判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、事実確認等初期対応の方針を決定しなければならないことを規定します。

2 コアメンバー会議の構成員は、高齢者虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者並びに当該高齢者の関係者とする。

コアメンバー会議の構成員は、高齢者虐待担当課の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者、当該高齢者の関係者とすることを規定します。

3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。

コアメンバー会議は、高齢者虐待に関する事務を所管する課の課長が招集し、主宰することを規定します。

4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う養護者による高齢者虐待が疑われる場合又は当該高齢者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めなければならない。

著しい傷害を伴う高齢者虐待が疑われる場合や高齢者の安全確保に緊急を要する場合には、高齢者虐待担当課長は直ちに高齢者虐待担当課を所管する部長に会議への参加や助言を求めなければならないことを規定します。

(安全及び事実の確認)

第24条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該高齢者の安全の確認（以下この条及び第26条において「安全の確認」という。）及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない。

市は、コアメンバー会議における協議後、高齢者の安全確認、保護を迅速に行うため、直ちに高齢者を訪問して調査を行い、高齢者の安全や心身の状況の確認、通報等に係る事実確認を行わなければならないことを規定します。

2 安全の確認は、原則として通報等を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通報等を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。

高齢者虐待についての通報等を受けたときには、高齢者の安全確認、保護を迅速に行うため、一定の時間的目途を設定して必要な対応を行っていくことが重要であることから、市は、通報等を受けた日に安全の確認をすることとし、同日に安全確認ができなかった場合には、児童虐待の場合の48時間以内に安全確認を行うというルールを参考

にして、48時間を経過するまでに時間帯を変えて訪問を実施するなどして、高齢者の安全が確認できるまで確認を継続しなければならないことを規定します。

3 養護者その他の当該高齢者の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。

虐待を受けたと思われる高齢者の安全確認を実施するため、高齢者の養護者やその他当該高齢者の関係者は、市が実施する安全を確認するための調査に協力しなければならないことを規定します。

4 市は、前項の規定による協力により、長期間の旅行、帰省等の理由により当該高齢者の安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、当該高齢者の安全の確認を依頼しなければならない。

虐待を受けていると思われる高齢者が長期の旅行に出ている、あるいは帰省をしているなどの理由により、直接当該高齢者の安全を確認できない場合には、その間に高齢者の生命又は身体に関わる重大な危険が生じるおそれがあることから、市は、帰省先等の市区町村に対し、安全確認の調査を依頼しなければならないことを規定します。

5 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合は、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。

- (1) 訪問をした際に、家の中から養護者による高齢者虐待を想起させるような怒鳴り声又は高齢者の苦痛を想起させるような声が聞こえるにもかかわらず、当該高齢者又はその養護者に会えない場合
- (2) 目視により当該高齢者に養護者による高齢者虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合
- (3) 目視により当該高齢者に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

市が虐待を受けていると思われる高齢者を訪問した際に、家の中から高齢者虐待を想起させるような怒鳴り声又は当該高齢者の苦痛を想起させるような声が聞こえるにもかかわらず、当該高齢者又はその養護者に会えない場合や、目視により当該高齢者に高齢者虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷後を発見した場合、目視により当該高齢者に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合には、市は、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならないことを規定します。

(対応方針の決定等)

第25条 市は、前条第1項の規定による通報等に係る事実の確認を終えたときは、養護者による高齢者虐待の有無及び緊急性について判断し、対応方針を決定する。

市は、事実確認によって高齢者本人や養護者の状況を確認後、コアメンバー会議において、虐待の有無、緊急性について判断し、虐待と認定した場合には、必要な対応方針を決定することを規定します。

(立入調査)

第26条 市は、養護者その他の当該高齢者の関係者による協力が得られない等により安全の確認ができない場合は、速やかに高齢者虐待防止法第11条の規定による立入調査を実施する。

市は、高齢者の生命又は身体に危険が生じているおそれがあるにもかかわらず、養護者その他関係者による協力が得られず、高齢者の安全が確認できない場合は、高齢者虐待防止法第11条の規定に基づき、速やかに立入調査を実施することを規定します。

(評価会議)

第27条 市は、対応方針に基づき高齢者の安全の確保がされたかどうかその他の対応方針に基づく措置の実施状況を評価するため、評価会議を開催しなければならない。

市は、虐待対応の終結まで、対応方針の実施状況を確認し、虐待状況が解消されたかどうか、対応を終結すべきか、引き続き計画の実施が必要か、計画を見直すかについて協議するため、評価会議を開催しなければならないことを規定します。

2 評価会議の構成員は、担当部長、担当課の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者並びに当該高齢者の関係者とする。

評価会議の構成員は、高齢者虐待担当課を所管する部長、高齢者虐待担当課の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者、当該高齢者の関係者とすることを規定します。

3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

評価会議における対応方針の実施状況の確認等は随時行う必要があるため、構成員1人以上からの開催の求めに応じ、高齢者虐待担当課を所管する部長が招集し、主宰することを規定します。

(情報の共有)

第28条 市は、高齢者虐待を受け、又は受けるおそれのある高齢者（以下この条において「支援対象高齢者」という。）の保護のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、支援対象高齢者、その養護者、同居人その他の支援対象高齢者の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象高齢者の保護のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象高齢者、その養護者、同居人その他の支援対象高齢者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

虐待対応に当たっては、市と関係機関との連携が重要となりますが、個人情報保護や守秘義務などが障壁となり、関係機関がそれぞれの役割を果たすために必要な情報の共有が行われないおそれがあります。このため、市は、虐待を受け、又は虐待を受けるおそれのある高齢者の保護のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、当該高齢者、その養護者、同居人その他の関係者の氏名、住所、心身の状況その他高齢者の保護のために必要な情報を収集し、業務に必要な範囲内に限って共有しなければならないこと規定します。

ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る高齢者、その養護者、同居人その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、当該情報の共有は行わないことを併せて規定します。

2 市は、支援対象高齢者の見守りを積極的に行っていく必要があることから、民生委員と連携し、支援対象高齢者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象高齢者の保護のために必要な情報をその業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象高齢者、支援対象高齢者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

高齢者虐待を防ぐためには、高齢者の見守りを積極的に行う必要があります。このため、市は、高齢者虐待を受け、又は受けるおそれのある高齢者の氏名、住所、心身の状況を、日頃から高齢者の見守り活動を行っている民生委員と、必要な範囲内に限って共有しなければならないことを規定します。

ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る高齢者、関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、当該情報の共有は行わないことを併せて規定します。

3 市は、支援対象高齢者が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象高齢者に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村に必要な情報を提供しなければならない。

高齢者虐待への対応は、高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。虐待を受け又は受けるおそれのある高齢者が転出した場合、転出先の市町村において必要な情報を保有していないと適切な支援を行うことができません。このため、転出先の市町村においても継続して支援を行うことができるよう、市は、虐待を受け又は受けるおそれのある高齢者が市外に転出、又は転出を予定する場合には、転出先の市区町村に情報を引き継がなければならないことを規定します。

4 市は、支援対象高齢者が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象高齢者に対する支援が途切れることのないよう転入元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。

虐待を受け又は受けるおそれのある高齢者が他の市区町村から転入した場合、本市に当該高齢者に関する情報がなく、適切な支援を継続して行うことができないことから、市は、継続して支援を行うことができるよう、転入元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならないことを規定します。

5 担当課の課長は、高齢者虐待事案の担当者に変更があった場合には、担当課の係長を含めて高齢者虐待事案の情報の引継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

市では職員は数年で異動することが多く、虐待対応の担当者も同様です。担当者が異動し、新たな担当者が高齢者虐待事案の情報を保有していないと継続した支援を行うことができないため、虐待事案の担当者が変わった場合には、担当課の係長を含めて、担

当事者間において情報を引き継ぐとともに、引き継いだ旨を担当課長に報告しなければならないことを規定します。

(高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援)

第29条 市は、高齢者虐待を受けた高齢者に対し、地域において安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し、介護保険法の規定に基づく給付、相談、指導、助言その他の必要な支援を行わなければならない。

市は、虐待を受けた高齢者が、地域において安心して生活できるようにするため、関係機関と連携し、介護保険サービスの導入や相談、指導、助言を行うなど、必要な支援を行わなければならないことを規定します。

2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、高齢者の心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、高齢者の意思を尊重しなければならない。

市は、前項に規定する支援を行うに当たっては、虐待を受けた高齢者の心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、高齢者の意志を尊重しなければならないことを規定します。

(養護者に対する支援)

第30条 市は、養護者による高齢者虐待を防止するため、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

市は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導、助言等を行っています。養護者による高齢者虐待を防止するため、市は、これらについて広報その他の啓発活動を行わなければならないことを規定します。

2 市は、養護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、短期入所その他のレスパイトケアに努め、養護者による高齢者虐待の再発防止に努めなければならない。

養護者による高齢者虐待の発生要因として、養護者の介護疲れ、介護ストレスが挙げられます。このため、市は、養護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の提供、相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、短期入所等の利用によるレスパイトケア（介護を行う養護者の精神的及び身体的負担を軽減する支援）に努め、高齢者虐待の再発防止に努めなければならないことを規定します。

第2節 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(通報等)

第31条 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第6項の規定により同法に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待の規定の適用を受けるものを含む。以下この節において同じ。）を受けたと思われる高齢者（高齢者虐待防止法第2条第6項の規定により高齢者とみなされる障がい者を含む。以下この節において同じ。）を発見した者は、速やかに、市に通報しなければならない。

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、虐待を受けた高齢者の保護を開始する必要があります。そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、速やかに市に通報しなければならないことを規定します。

2 市は、365日24時間、養介護施設従事者等による高齢者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この節において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

虐待を受けた高齢者の保護を迅速に行うため、市は、365日24時間、通報等に対応することができるよう、職員の緊急連絡体制を整備しなければならないことを規定します。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

虐待の早期発見のためには、虐待が行われていると思った際に誰もが通報をしやすいとともに、虐待を受けた又は虐待を受けたと思われる高齢者が届出・相談をしやすい必要があるため、市は、関係機関と連携し、体制の整備、充実に努め、通報等をしやすい環境を整えなければならないことを規定します。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないよう、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

虐待を発見した者が躊躇することなく通報等を行うことができるようにするため、通報等を受けた者は、通報者等に不利益が生じることのないよう、情報管理に特に配慮する等の必要な措置を講じなければならないことを規定します。

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに警察署及び市に通報しなければならない。

- (1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 高齢者自身が保護又は救済を求めている場合

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけたときに、明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合、生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合、性的虐待が疑われる場合、高齢者自身が保護又は救済を求めている場合には、高齢者に生命に危険が生じているおそれがあるため、迷うこと

なく、直ちに警察署及び市に通報しなければならないことを規定します。

6 市は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報又は届出を受けたときは、高齢者虐待防止法第22条の規定による千葉県への報告をしなければならない。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、市と県が役割分担を担い、連携・協働する必要があります。そのため、市は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、県へ連絡しなければならないことを規定します。

(コアメンバー会議)

第32条 市は、通報等を受けたときは、直ちに養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

市は、養介護施設従事者等による虐待の通報等を受けたときは、通報等を受けた担当者が単独で判断するのではなく組織として判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、事実確認等初期対応の方針を決定しなければならないことを規定します。

2 コアメンバー会議の構成員は、担当課の課長及び担当者とする。

コアメンバー会議の構成員は、高齢者虐待担当課の課長及び担当者とすることを規定します。

3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。

コアメンバー会議は、高齢者虐待に関する事務を所管する課の課長が招集し、主宰することを規定します。

4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合又は当該高齢者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに担当部長に会議への参加又は助言を求めなければならない。

傷害を伴う高齢者虐待が疑われる場合や高齢者の安全確保に緊急を要する場合には、直ちに高齢者虐待担当課を所管する部長に会議への参加や助言を求めなければならないことを規定します。

(安全及び事実の確認)

第33条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該高齢者の安全の確認及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない。

市は、コアメンバー会議における協議後、高齢者の安全確認、保護を迅速に行うため、直ちに養介護施設等を訪問して調査を行い、高齢者の安全や心身の状況の確認、通報等に係る事実確認を行わなければならないことを規定します

(対応方針の決定等)

第34条 市は、前条の規定による通報等に係る事実の確認を終えたときは、養介護施設従事者等による高齢者虐待の有無及び緊急性について判断し、対応方針を決定する。

市は、事実の確認後、コアメンバー会議において、虐待の有無、緊急性について判断

し、虐待と認定した場合には、必要な対応方針を決定することを規定します。

2 市は、市が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合は、介護保険法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消し等の権限を適切に行使する。

市が指定する養介護施設・養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による虐待が認められた場合は、養介護施設・養介護事業の事業所の適正な運営を確保することにより、虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、市は、介護保険法の規定による改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消し等の権限を適正に行使することを規定します。

3 市は、県が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合は、直ちに県へ報告し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消し等の権限の適切な行使について協議する。

県が指定する養介護施設・養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による虐待が認められた場合は、養介護施設・養介護事業の事業所の適正な運営を確保することにより、虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、市は、直ちに県へ報告し、老人福祉法、介護保険法の規定による改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消し等の権限の適正な行使について、県と協議することを規定します。

（評価会議）

第35条 市は、養介護施設又は養介護事業の事業所における虐待防止の取組状況について評価するため、評価会議を開催しなければならない。

市は、養介護施設又は養介護事業の事業所における虐待が解消されているか、虐待防止のための取組が継続して行われているかなどについて評価をするため、評価会議を開催しなければならないことを規定します。

2 評価会議の構成員は、担当部長、担当課の課長及び担当者とする。

評価会議の構成員は、高齢者虐待担当課を所管する部長、高齢者虐待担当課の課長及び担当者とすることを規定します。

3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

評価会議は、構成員1人以上からの開催の求めに応じ、高齢者虐待担当課を所管する部長が招集し、主宰することを規定します。

第4章 障がい者虐待

(通報等)

第36条 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、市に通報しなければならない。

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要であることから、発見者は速やかに市に通報しなければならないことを規定します。

2 市は、365日24時間、障がい者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この章において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

障がい者虐待への対応は、平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制を整備しなければならないことを規定します。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

通報等をしやすい環境づくりとして、事前に障がい者虐待に関する通報等に係る共通の受付票等の記録様式を整備し、記録方法の統一や情報を集約させるためのルールを整理しておくことで、統一的な観点や基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる関係機関同士が情報を共有化しやすくなり、より有効な連携につなげることが可能となるような体制を整備しなければならないことを規定します。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないよう、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

通報を行った者は、名前を言うことなどを嫌がることから、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聞くとともに、通報者の秘密は守られることを説明し、安心して話してもらえるように伝えることを行うことで、適切な情報管理を行わなければならないことを規定します。

5 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、警察署及び市に通報しなければならない。

- (1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 障がい者自身が保護又は救済を求めている場合

虐待を受けた障がい者に生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合に、次の事項に該当する場合は、直ちに警察署及び市に通報しなければならないことを規定します。

(コアメンバー会議)

第37条 市は、通報等を受けたときは、直ちに障がい者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

2 コアメンバー会議の構成員は、障がい者虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長及び担当者、障がい者基幹相談支援センターの職員並びに当該障がい者の関係者とする。

3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。

通報等を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断し、さらに、受付記録をもとに内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定するため、コアメンバー会議によって組織的に協議を行わなければならないことや、会議の構成員や会議の招集者について規定します。

4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う障がい者虐待が疑われる場合又は当該障がい者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めなければならない。

著しい傷害を伴う生命や身体の安全が危ぶまれるような重篤な虐待が予測される場合や障がい者の安全確保が最優先である場合は、担当課長は、担当部長にコアメンバー会議への参加や助言を求めなければならないことを規定します。

(安全及び事実の確認)

第38条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該障がい者の安全の確認（以下この条及び次条において「安全の確認」という。）及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない

緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、直ちに訪問によって確認を行うことが必要であることから、当該障がい者に対する安全確認、通報時に把握した事実確認を行わなければならないことを規定する。

2 安全の確認は、原則として通報等を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通報等を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。

通報等を受けた際に、障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされる障がい者の安全を目視により確認することを原則とし、早急に介入する必要がある場合は、必要に応じて関係団体及び関係行政機関の協力を得ながら、国が定める48時間を待つことなく、当日の確認に努めなければならない。さらに、確認ができなかった場合、48時間までに時間帯等を変えて、障がい者の安全確認ができるまで訪問を継続することを規定します。

3 養護者その他の当該障がい者の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。

養護者や当該障がい者に関する者は、当該障がい者に対する安全確認に協力しなければならないことを規定します。

4 市は、前項の規定による協力により、長期間の旅行、帰省等の理由により当該障がい者の安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、当該障がい者の安全の確認を依頼しなければならない。

長期間にわたり児童の安全確認できない状況が最大のリスクであることから、学校等において、長期の旅行や帰省等の理由で児童の安全確認ができないときは、市を通じて、帰省先等の市区町村に対し、安全確認等の調査を依頼しなければならないことを規定します。

5 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合は、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。

- (1) 訪問をした際に、家の中から障がい者虐待を想起させるような怒鳴り声又は障がい者の苦痛を想起させるような声が聞こえるにもかかわらず、当該障がい者又はその養護者に会えない場合
- (2) 目視により当該障がい者に障がい者虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合
- (3) 目視により当該障がい者に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

虐待により障がい者に生命の危険があると感じた場合は、市が安全確認の段階で警察署や消防署等に通報や協力の依頼をしなければならない具体的な状況を規定します。

(立入調査)

第39条 市は、養護者その他関係者による協力が得られない等により当該障がい者の安全が確認できない場合は、速やかに障害者虐待防止法第11条による立入調査を実施する。

障がい者の生命又は身体に関わる重大な危険が生じているおそれがあるにもかかわらず、養護者やその他関係者による協力が得られず、障がい者の安全が確認できない場合は、速やかに、障がい者の居所へ立入調査を実施することを規定します。

(虐待対応ケース会議)

第40条 市は、個別事案に関する情報の共有並びに支援方針及び関係機関の役割分担の明確化を図るため、虐待対応ケース会議を開催しなければならない。

2 虐待対応ケース会議の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 野田健康福祉センターを代表する者
- (2) 野田警察署を代表する者
- (3) 野田市医師会を代表する者
- (4) 野田市歯科医師会を代表する者
- (5) 野田市社会福祉協議会を代表する者
- (6) 中核地域生活支援センターを代表する者
- (7) 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を代表する者
- (8) 担当部長
- (9) 市職員（前号に掲げる者を除く。）
- (10) その他当該障がい者の関係者

3 虐待対応ケース会議は、前項各号に掲げる者1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

個別事案に関して、関係者の情報共有をはじめ、コアメンバー会議において策定した対応計画に基づく支援方針や各関係機関の役割分担を明確にするため、虐待対応ケース会議を開催しなければならないことや、会議の構成員や会議の招集者、会議の構成員のうち1人以上の者からの開催の求めに応じて会議を招集する方法について規定します。

(評価会議)

第41条 市は、障がい者虐待に係る関係機関相互の連携強化を図るとともに、主担当及び関係機関の役割分担の明確化のほか、個別事案に関する支援方針に基づき当該障がい者の安全の確保がされたかどうかその他の当該支援方針に基づく措置の実施状況を評価し、及び個別事案の終結の判断に資するため、評価会議を開催しなければならない。

一連の虐待対応について、関係機関相互の連携強化を図ることや関係機関の役割分担を明確にすることのほか、個別事案に関する支援方針に基づき当該障がい者の安全の確保がされたかどうかモニタリングするとともに、その他の当該支援方針に基づく措置の実施状況が適切であったかどうか、虐待が改善されたのか、支援経過の中で新たな虐待が発生していないか等について会議において評価するため、評価会議を開催しなければならないことを規定します。

2 評価会議の構成員は、担当部長及び障がい者虐待に係る関係機関の実務者とする。

3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

4 担当部長は、必要があると認めるときは、個別事案の関係者の出席を求めることが

できる。

評価会議の開催に当たり、会議の構成員や会議の招集者、会議の構成員のうち1人以上の者からの開催の求めに応じて会議を招集する方法のほか、担当部長は必要があると認めるときは、障がい者虐待事案に係る者の出席を求めることができることを規定します。

5 市は、個別事案について、評価会議の意見を踏まえ、障がい者虐待が解消された及び障がい者虐待の発生要因が除去されたことにより障がい者虐待が発生しないと判断したときは、その終結を決定する。

虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されたときは、評価会議の意見を踏まえ、障がい者虐待が解消されたことや、障がい者虐待の発生要因が除去されたことの判断により、虐待対応の終結を決定することを規定します。

(情報の共有)

第42条 市は、障がい者虐待を受け、又は受けるおそれのある障がい者（以下この条において「支援対象障がい者」という。）の保護及び自立の支援のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、当該支援対象障がい者、その養護者、同居人その他の支援対象障がい者の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象障がい者の保護及び自立の支援のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象障がい者、その養護者、同居人その他の支援対象障がい者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

虐待対応に当たっては、支援対象障がい者の保護及び自立の支援のために必要があると認める場合には、市のみならず警察等の関係機関との連携が重要であり、必要な情報を遅滞なく収集し、虐待に係る障がい者又は養護者の氏名、住所、心身の状況を警察等の関係機関に必要な範囲内に限って共有しなければならないことを規定します。

2 市は、支援対象障がい者の見守りを積極的に行っていく必要があることから、民生委員と連携し、当該支援対象障がい者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象障がい者の保護及び自立の支援のために必要な情報をその業務の遂行に必要な範囲内に限って共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象障がい者、支援対象障がい者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障がい者虐待を防ぐためには、障がい者の見守りを積極的に行っていく必要があることから、民生委員に対して、当該障がい者の氏名や住所、心身の状況などの個人情報をも、その業務の遂行に必要な範囲内に限って共有しなければならないことを規定します。

3 市は、支援対象障がい者が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象障がい者に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村に必要な情報を提供しなければならない。

虐待対応ケースにおける支援中に、転出先の市町村においても継続して支援が行える

よう、障がい者及びその養護者が転出した場合や転出の事実が判明した場合には、転出先の市区町村に情報を引き継がなければならないことを規定します。

4 市は、支援対象障がい者が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象障がい者に対する支援が途切れることのないよう転出元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。

新たな虐待対応ケースについて、転入の直後である場合には、本市に情報がなく、正確なアセスメントや適切な支援方針が立てられないことから、市は、障がい者及びその養護者が転入した場合や転入の事実が判明した場合には、転出元の市区町村に情報提供を求めなければならないことを規定します。

5 担当課の課長は、障がい者虐待事案の担当者に変更があった場合には、担当課の係長を含めて障がい者虐待事案の情報の引継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

継続した虐待対応を行うため、虐待事案の担当者が変わった場合には、担当課の係長を含めて担当者間において、当該虐待事案の情報を引き継ぐことを基本とし、その引継事項について担当課長に報告しなければならないことを規定します。

(障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待)

第43条 市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた場合は、直ちに県に報告し、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定に基づく報告徴収、許可取消、措置命令、指定取消等の権限の行使について、県と連携しながら適切に行行使する。

市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、事実の確認等、養護者による虐待と同様な対応を行うとともに、虐待に関する事項を県に報告することとされており、さらに、県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案を基本とし、市が、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限について、県と連携しながら適切に行行使し、対応することを規定する。

2 市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた障がい者が、本市以外の市区町村が援護する障がい者であった場合は、直ちに当該市区町村に引き継ぎ、当該市区町村の方針又は依頼に従い協力する。

障がい者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐことを規定します。

(使用者による障がい者虐待)

第44条 市は、使用者による障がい者虐待が認められた場合は、直ちに県へ通知し、県と連携を図る。

市は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、事実の確認等、養護者による虐待と同様な対応を行うとともに、虐待に関する事項を直ちに県に通知するこ

ととされており、悪質なケースや急を要するケース等で、迅速な対応が求められる場合には、速やかに市から県を経由して県労働局に報告し、協力して対応することが必要であることを規定します。

(障がい者虐待を受けた障がい者に対する支援)

第45条 市は、障がい者虐待を受けた障がい者に対し、地域において安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し、障害者総合支援法の規定に基づく給付、相談、指導、助言その他の必要な支援を行わなければならない。

障がい者が地域において安心して生活が送れるよう、虐待を受けた障がい者に対し、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法の規定による給付、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならないことを規定します。

2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、障がい者の障がい特性、心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、障がい者の意思を尊重しなければならない。

虐待を受けた障がい者の支援に当たっては、障がい者の障がい特性や生活状況その他の事情に配慮しながら、障がい者の意思を尊重するよう努めなければならないことを規定します。

(養護者に対する支援)

第46条 市は、養護者による障がい者虐待を防止するため、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要であり、まず、市民や関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい特性や障がい者虐待に関する正しい理解の普及に対する啓発活動を行わなければならないことを規定します。

2 市は、養護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の提供、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、短期入所、一時支援その他のレスパイトケアに努め、養護者による障がい者虐待の再発防止に努めなければならない。

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るとともに、特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めることで、障がい者虐待の再発防止に努めなければならないことを規定します。

第5章 虐待防止対策庁内連絡会

(虐待防止対策庁内連絡会)

第47条 市は、統一性及び実効性をもって、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動を推進するため、虐待防止対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

市は、児童虐待、高齢者虐待及び障がい者虐待の防止等に関するそれぞれの施策及び活動を統一性及び実効性をもって推進するため、虐待防止対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置することを規定します。

2 連絡会は、次の各号に掲げる事項についての情報交換、協議、検証及び改善を行う。

- (1) この条例に基づく虐待の防止等に関する施策及び活動に関すること。
- (2) 市内で発生した虐待事例に関すること。
- (3) 日常的な虐待対応の動き方、流れ、連携に関すること。
- (4) 虐待に関する職員の意識に関すること。
- (5) 虐待に関する課題の解決その他の市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に関すること。

連絡会は、第1項の目的を達成するため、本条例に基づく虐待防止に関する施策及び活動、市内で発生した虐待事例、日常的な虐待対応の動き方、流れ及び連携、虐待に関する職員の意識、虐待に関する課題の解決その他の市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に関することについて、情報交換、協議、検証及び改善を行うことを規定します。

3 連絡会は、毎年度、5月及び11月に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催することかできる。

連絡会は、年2回開催し、1回目を前年度の虐待の防止等に関する施策及び活動を報告するため5月とし、2回目を第21条に規定する「児童虐待防止推進月間」にあわせて11月に開催することとしました。また、「市内で発生した虐待事例に関すること」、「日常的な虐待対応の動き方、流れ、連携に関すること」、「その他の課題の解決に関すること」については、その都度、情報交換、協議、検証及び改善を行うことが重要であるため、随時に開催することができることを規定します。

4 前3項に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

連絡会に関し必要な事項は、要綱等により定める予定です。

第6章 議会への報告

(虐待事案の調査研究及び報告)

第48条 市長は、市内外を問わず、被養護者等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事案が発生したときは、調査研究し、議会に報告する。

市は、本市における虐待を防止するため、市内外を問わず、被養護者等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待について調査研究し、市議会に報告することを規定します。

(毎年度の報告及び報告の求め)

第49条 市長は、毎年度、第1条に規定する目的の達成に向けて前年度に実施した取組の概要を議会に報告するものとする。

条例自体の風化を防ぐため、市長は、毎年度、条例の目的の達成に向けて実施した取組とその概要を議会に報告することを規定します。

2 議会は、市長が第1条に規定する目的の達成に向けて前年度に実施した取組の評価及び検証のために必要があると認めるときは、市長に対し、その取組の詳細の報告を求めることができる。

市長が第1項に基づき市議会に報告した取組について、市議会は、その取組の評価及び検証を行うために必要があるときは、その取組の詳細について、市長に報告を求めることができることを規定します。

第7章 雑則

(虐待対応マニュアルの非公開)

第50条 第4条第3項の規定により作成する虐待対応マニュアルは、公開しない。

第4条第3項の説明にも記載しましたが、マニュアルについては、マニュアルに記載されたルールや具体的な判断基準などの内容が養護者等に知られることにより、被養護者等に対する支援に支障をきたすおそれがあるため、非公開とするものとし、このことを明確に規定するものです。

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

この条例に定める事項のほか、施行に関し必要な事項を市長が別に定めることを規定します。

3 本条例の施行について

本年12月野田市議会定例会に上程し、議決をいただいた場合は、令和6年1月1日から施行することを予定しています。